

# 松本平広域公園陸上競技場整備事業 基本設計プロポーザル実施要領(別冊)

- 松本平広域公園陸上競技場整備事業の計画概要 ..... 別-1
  
- 参加表明書提出書類作成要領 ..... 別-5
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル参加表明書(単体)(様式2-1)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル参加表明書(設計共同体)(様式2-2)
  - 共同設計方式の取扱い
  
- 一次審査提出書類作成要領 ..... 別-17
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル管理技術者の経歴書(様式3)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル管理技術者の代表作品(様式4)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル管理技術者の代表作品の設計プロセス(様式5)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル業務の設計方針(様式6)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設(様式7)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル管理技術者・主任担当技術者(様式8)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル業務の実施体制(様式9)
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル提案書(様式10)
  
- 提案書のテーマ ..... 別-27
  
- 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類 ..... 別-28
  - 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル参加資格申請書(様式11)
  - 提出書類確認票(様式12)
  - 誓約書(様式13)
  - 社会保険等加入状況申出書(様式14)
  - 経営規模等総括表(様式15)
  - 業務経歴書(様式16)
  - 技術者一覧表(様式17)

## ■ 付属資料

(資料1) 諸要件・所要室	—————	A 4	3 枚
(資料2) 案内図	—————	A 4	1 枚
(資料3) 航空写真	—————	A 3	1 枚
(資料4) 全体配置図	—————	A 3	1 枚
(資料5) 現況配置図	—————	A 3	1 枚
(資料6) 都市計画図	—————	A 3	1 枚
(資料7) 既存陸上競技場平面図	—————	A 3	2 枚
(資料8) 既存陸上競技場立面図	—————	A 3	1 枚
(資料9) 周辺地盤調査データ (参考)	—————	A 4	6 枚

### (参考)

- ・松本市防災マップ  
[https://www.city.matsumoto.nagano.jp/hazard/02\\_dbook/index.html](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/hazard/02_dbook/index.html) (松本市防災マップ)
- ・建築基準法等に関して松本市で定めている数値について (建築制限、凍結深度、積雪量)  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/kurasi/sumai/sumai/kentiku/kentikukijunhousuuti.html>
- ・松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例 施行規則  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/kurasi/sumai/sumai/15m/kisoku.html>
- ・松本市景観計画  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/shisei/matidukuri/keikan/keikankeikaku/index.html>
- ・長野県建築基準条例  
[https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/naganoken/D1W\\_resdata.exe?PROCID=258538140&CALLTYPE=1&RESNO=63&UKEY=15796664392](https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/naganoken/D1W_resdata.exe?PROCID=258538140&CALLTYPE=1&RESNO=63&UKEY=15796664392)
- ・松本市建築基準法施行細則  
[https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05\\_Hon\\_Main\\_Frame.exe?UTDIR=C:¥EFSServ2¥ss0003F1ED¥GUEST&TID=1&SYSID=591](https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:¥EFSServ2¥ss0003F1ED¥GUEST&TID=1&SYSID=591)
- ・信州まつもと空港周辺の高さ制限について  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/airport/kurashi/kotsu/kuko/matsumoto/takasaseigen.html>

# 松本平広域公園陸上競技場整備事業の計画概要

## 1 計画概要

松本平広域公園陸上競技場は建設から40年以上の年月を経て施設の老朽化が進むとともに、近年求められる施設のバリアフリー基準や日本陸上競技連盟第1種公認仕様に適合しないという課題があることから、現陸上競技場を取り壊し、既存公園と一体化した陸上競技場として整備する。整備エリアは、現陸上競技場の位置とし、方位は長軸を南北方向として、周辺のランドスケープの修景とともに整備を行う。

## 2 設計の進め方

設計者には陸上競技場とその周辺のランドスケープを相乗的に設計する高度な専門知識・設計能力を求めるほかに以下のことも求める。

### (1) 幅広い意見の反映と協働

陸上競技場を新設するほか、周辺の公園施設も再整備することから、利用者や関係者の意見を幅広く反映し、県民も施設整備に参加できるようにワークショップやイベントの企画・実行に積極的に関わること。

### (2) 工事設計額と業務スケジュールの管理

限られた予算と施設整備スケジュールに収まるよう、業務の実施・管理体制を整えること。

### (3) プロポーザル委員の確認

設計業務の進捗状況について、専門的な観点から本事業設計プロポーザル委員による確認と助言を受けて基本設計業務をまとめること。

## 3 敷地の条件等

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 建設地   | 長野県松本市大字今井（松本平広域公園敷地内）   |
| (2) 敷地面積  | 約366,000㎡（競技スポーツゾーン）   |
| (3) 延べ面積  | 【新築】約20,000㎡（芝生スタンドを除く）<br>【解体】9,723㎡（コンコース含む）   |
| (4) 道路    | 西側 市道6.0m、北側 市道6.0m、南側 市道6.0m  |
| (5) 用途地域等 | 準工業地域  |
| (6) 防火地域等 | 指定なし（建築基準法第22条指定地域）  |
| (7) 上・下水道 | 上・下水道供給地域（既存施設は井水利用なし。）  |
| (8) 電気    | 中部電力からの供給地域  |
| (9) ガス    | 松本ガスからの非供給地域   |
| (10) その他  | ・都市公園区域内<br>・松本市指定緊急避難場所<br>・松本市景観計画区域内<br>・埋蔵文化財包蔵地外<br>・県地域防災計画における広域防災拠点<br>・航空法に基づく高さ制限区域内 |

## 4 予定工事費

約88.0億円（令和2年2月時点での予定工事費（直接工事費））

（建設工事費：約78.5億円、解体工事費：約3.2億円、改修工事費：約0.5億円、外構・公園設備

改修工事費：約 5.8 億円を想定)

- ・長野県建築工事積算基準による設計額とする。
- ・展示用什器や家具等の工事費を含み、設計費・工事監理費、各種申請手数料、測量費、地盤調査費、備品購入費を含まない。
- ・予定工事費を超過しないような計画とする。

## 5 施設整備スケジュールについて

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
設計	設計		基本設計	実施設計					
	県民意見交換		ワークショップ	ワークショップ					
	許認可		事前協議	計画通知					
工事	調査	地盤調査							
	解体			既存解体					
	改修			入札	電光掲示板移設				
	新陸上競技場建設				入札	新陸上競技場建設			
	外構・公園整備				入札	公園整備		入札	外構・公園整備

※ その他今後の状況により変動することがあります

## 6 本事業の特記事項について

- ・建設地は空港施設である信州まつもと空港に隣接するため、建設中における揚重機等が転移表面を超えない仮設計画も検討すること。

## 7 配置計画について

- ・新陸上競技場は現陸上競技場を解体した跡地に長軸を南北方向として建設する。メインスタンドは西側、バックスタンドは東側に建設すること。長軸方向変更に伴う競技スペースへの風の影響について配慮すること。
- ・新陸上競技場建設により既存公園設備に影響がある場合については、利用者が従前と同様に利用できるように、新たに公園施設を周辺部に建造すること。（マレットゴルフ場、テニスコートの一部を想定）
- ・陸上競技場の解体・建設に伴う他の公園施設への影響については最小限になるよう配慮すること。
- ・新陸上競技場の長軸方向変更に伴う駐車場の配置及び台数の変更や入口の新設などについて検討すること。
- ・新陸上競技場建設に伴う残土の発生が予想されるため、公園整備や外構工事などに有効に利用すること。

## 8 建築計画について（屋内の詳細は、資料1「諸要件・所要室」による）

### <新陸上競技場について>

- ・新設陸上競技場の延べ面積は、約 20,000 m<sup>2</sup>とする。
- ・日本陸上競技連盟第一種公認仕様に適合すること。
- ・国体等の式典会場となるため、仮設スタンド等の設置により 20,000 人を収容できるように計画すること。
- ・メインスタンド中央廊下の幅は 3 m 以上とすること。
- ・EV は適宜必要な個所に計画することとし、メインスタンドの来賓席には専用の EV 設備を設けること。

- ・車いす利用者用席は、長野県福祉のまちづくり条例で定める数以上の席を設けるとともにその動線を確保すること。
- ・照明設備は転移表面以下とし、メインスタンド、バックスタンド共に屋根先照明とすること。
- ・雨天走路は、メインスタンド又はバックスタンド内に 130m程度の直線として設けること。
- ・役員、補助員等の休憩の場をメインスタンド又はバックスタンドに設置すること。
- ・電光掲示板は本設にて設置すること。
- ・走路は9レーンとして計画すること。
- ・トイレは誰もが利用しやすいように計画すること。

### <解体建物について>

(令和2年2月21日現在)

区 分		建築年	構造	延べ面積 (㎡)
陸上競技場	メインスタンド	S52年	RC3F	9,723 (コンコース含む)
計				9,723

- ・現陸上競技場にある電光掲示板は、補助競技場に移設すること。

### <別途発注業務について>

本業務に並行して以下の業務が発注予定

- ・調査等業務
  - 地形測量 (令和2年2月) 地盤調査 (令和2年2月(ボーリング8本))
- ・設計委託業務
  - マレットゴルフ場基本設計 (令和2年7月)

### <概算工事費>

- ・令和2年10月中旬までに概算工事費を提示すること。

## 9 耐震性能、環境配慮性能

### (1) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準 (平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号) による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ア 構造体 ..... II 類 以上
- イ 建築非構造部材 ..... A 類 以上
- ウ 建築設備 ..... 甲 類 以上

### (2) 環境配慮

CASBEE Sランクを目標とする。

### (3) 考慮すべき県の計画等

- ・しあわせ信州創造プラン2.0 長野県総合5か年計画
- ・「気候非常事態宣言-2050ゼロカーボンへの決意-」
- ・長野県SDGs未来都市計画

## 10 設計委託予定の内容及び範囲について (主なもの)

- 基本設計に関する標準業務

- ・建物新築（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、建築外構）
- ・既存建物解体
- ・補助競技場改修
- ・ランドスケープ整備
- ・公園整備

○基本設計に関する追加業務

- ・工事費概算書の作成
- ・スタディー模型の作成（検討用、説明会・ワークショップ用）
- ・イメージパースの作成（説明会・ワークショップ用）
- ・住民説明会の共催
- ・ワークショップの共催（長野県下各地で数回開催予定）
- ・各種申請の事前協議

## 参加表明書作成要領

### 1 用語の定義

- (1) 管理技術者：県が定める設計業務委託契約書第 10 条に規定する管理技術者
- (2) 主任担当技術者：管理技術者の下で各部門（建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）電気設備、機械設備及びランドスケープ）における担当技術者を総括する役割を担う者

### 2 業務実施上の条件

#### (1) 単体の場合

区 分	
(1)ア	長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建築コンサルタントの資格を有している者、若しくは同等の資格があると認められた者であること。
(1)イ	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
(1)ウ	参加者の実績 (ア)又は(イ)のいずれかの設計業務の実績（基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限る。）があること。 (ア) 陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物で延べ面積（建築物 1 棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。(イ)において同じ。)が 10,000 m <sup>2</sup> 以上のものの新築、増築又は改築の設計業務 (イ) 体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物で延べ面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上のものの新築、増築又は改築の設計業務
(1)エ～セ	要件のとおり
(2)ア	管理技術者 ・参加者の組織に所属していること。 ・一級建築士の資格を有する者
(2)イ(ア)	建築（意匠） 主任担当技術者 ・参加者の組織に所属していること。 ・一級建築士の資格を有する者
(2)イ (イ)～(カ)	要件のとおり

(注意)

- ・本プロポーザルに参加する他の参加者である設計共同体の構成員や協力事務所ではないこと。
- ・(1)ウの設計業務実績は、対象業務が公告日の前日までに完了しているものに限る。

#### (2) 設計共同体の場合（構成員の数は 3 者以内）

区 分	A 者（代表構成員）	B 者、C 者（代表構成員以外の構成員）
(1)ア	長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタントの資格を有している者、若しくは同等の資格があると認められた者であること。	
(1)イ	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。	
(1)ウ	参加者の実績 (ア)又は(イ)のいずれかの設計業務の実績（基本設計又は実施設計のいずれかを	不要

	<p>元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。)があること。</p> <p>(ア) 陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物で延べ面積(建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。(イ)において同じ。)が10,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務</p> <p>(イ) 体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物で延べ面積が5,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務</p>	
(1)エ～セ	要件のとおり	
	管理技術者	
(2)ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表構成員の組織に所属していること。</li> <li>一級建築士の資格を有する者</li> </ul>	
	建築(意匠) 主任担当技術者	
(2)イ(ア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表構成員又は構成員の組織に所属していること。</li> <li>一級建築士の資格を有する者</li> </ul>	
(2)イ(イ)～(カ)	要件のとおり	

(注意)

- 設計共同体の業務形態は、P別-13「共同設計方式の取扱い」に適合すること。
- 設計共同体の各構成員は本プロポーザルの参加者又は他の設計共同体の構成員及び協力事務所ではないこと。
- (1)ウの設計業務実績は、対象業務が公告日の前日までに完了しているものに限る。
- (3) 管理技術者は各部門の主任担当技術者を兼任しないこと、また、各部門の主任担当技術者についても他の部門の主任担当技術者を兼任しないこと。

### 3 参加表明書の提出及び取扱い等

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書 単体(様式2-1)、設計共同体(様式2-2)

イ 「松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル実施要領」IV-1(1)、(2)の参加資格を証明する書類

- IV-1(1)イ 建築士事務所登録通知書(写)
- IV-1(1)ウ 陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場、体育館等の屋内運動施設の新築、増築又は改築の基本設計及び実施設計の業務を行った実績を証する、次のいずれかの書類

**例** 設計業務委託契約書(写)、設計業務委託仕様書(写)、雑誌等の記事(写)、図面(写)、ほか



- ・ IV-1(2)ア 資格者証(写)
  - ・ IV-1(2)イ(ア)～(カ) 資格者証(写)、経験を証する書類
  - ・ 設計共同体の場合は設計共同体協定書(写)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 取扱い 提出された書類は、返却しない。
- (4) その他
- ア 要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。
  - イ 参加資格を証明できない場合は、失格となる。

#### 4 参加表明書の作成における留意事項

設計実績については、参加資格を証する代表的なもの1点について記載すること。

#### 5 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格と同等の要件

「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者は、「別-28」ページの『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』を参加表明書提出書類に併せて1部提出すること。(設計共同体の場合は入札資格のない全ての構成員がその対象となります。)

受付番号

(様式2-1) (A4版)

# 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 参加表明書(単体)

令和2年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

参加資格の証明書類を添えて、松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザルへの参加を表明します。

なお、下記事項及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 1 配置予定技術者 (プロポーザル実施要領IV-1(2)で配置を求める技術者)

分野	氏名	資格	所属事務所名
管理技術者			
建築(意匠) 主任担当技術者			
建築(構造) 主任担当技術者			
建築(積算) 主任担当技術者			
電気設備 主任担当技術者			
機械設備 主任担当技術者			
ランドスケープ主任担当技術者			

### 2 建築士事務所登録

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

3 設計実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－1（1）ウに該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
当該部分の延べ面積	㎡
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	

4 その他の主要な配置予定技術者

分 野	氏 名	資格又は 実務経験年数	所属事務所名

※プロポーザル実施要領Ⅳ－1（2）で配置を求める技術者（1の配置予定技術者）以外に配置する主要な技術者を、任意に記載してください。ただし、管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者以外に建築意匠に関与する主要な配置予定技術者がある場合には必ず記載してください。

※4欄に記載する配置技術者の所属が参加者であるか否かは、問いません。

※4欄に記載する資格は、国内外の資格を問わず、当該者が分担する分野に最も相応しいものを記載してください。

# 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 参加表明書(設計共同体)

令和2年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(代表構成員) 住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

(構成員) 住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

(構成員) 住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

参加資格の証明書類を添えて、松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザルへの参加を表明します。

なお、下記事項及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 配置予定技術者(プロポーザル実施要領IV-1(2)で配置を求める技術者)

分野	氏名	資格	所属事務所名
管理技術者			
建築(意匠) 主任担当技術者			
建築(構造) 主任担当技術者			
建築(積算) 主任担当技術者			
電気設備 主任担当技術者			
機械設備 主任担当技術者			
ランドスケープ主任担当技術者			

受付番号

2 建築士事務所登録（代表構成員）

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

建築士事務所登録（構成員※）

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

建築士事務所登録（構成員※）

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

3 設計実績（代表構成員）（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（１）ウに該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る基本設計及び実施設計業務
当該部分の延べ面積	㎡
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	

4 その他の主要な配置予定技術

分 野	氏 名	資格又は 実務経験年数	所属事務所名

※プロポーザル実施要領Ⅳ－1 (2)で配置を求める技術者（1の配置予定技術者）以外に配置する主要な技術者を、任意に記載してください。ただし、管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者以外に建築意匠に関与する主要な配置予定技術者がある場合には必ず記載してください。

※4欄に記載する配置技術者の所属が参加者であるか否かは、問いません。

※4欄に記載する資格は、国内外の資格を問わず、当該者が分担する分野に最も相応しいものを記載してください。

## 共同設計方式の取扱い

### 1 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとする。

かつ、「実施要領 IV参加者の資格要件」に記載された事項に該当すること。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、代表構成員及び構成員とも、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っている者、若しくは同等の資格があると認められた者とする。

なお、県の建築コンサルタント業務の登録がない場合、参加表明書類の提出に併せ、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格申請と同等の書類の提出を求め、参加資格の要件確認を行う。

構成員の数は3者以内とする。

また、設計共同体を結成した構成員は、本業務において他の設計共同体の構成員となることができない。

#### (2) 業務形態

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。

#### (3) 構成員の技術的要件

代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、管理技術者1名を配置するものとする。

#### (4) 代表者要件

代表者は、構成員の最大の出資比率の者とする。また、同比率の場合は、構成員において決定された者とする。

### 2 設計共同体協定書

設計共同体協定書（案）は、別紙1を参考に任意の書式で提出すること。

### 3 契約書

契約書中に特記すべき事項

設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。

- 一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」
- 二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

(別紙1)

〇〇設計共同体協定書 (案)

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利を共同体の代表である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。



(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

## 一次審査提出書類作成要領

### 1 一次審査書類の提出及び取扱い等

#### (1) 一次審査提出書類

- ア 提出書類 別添様式 3～10
  - イ 用紙の大きさ A 4 版縦（別添様式 3～9） A 3 版横（別添様式 10）（提案書）
  - ウ 提出部数 別添様式 3～9：原本 1 部＋複写版 12 部（裏面に参加者の記名・押印のこと）  
（複写版は各 1 部の左上をステープラにて綴ること）  
別添様式 10（提案書）：原本 1 部＋複写版 12 部（裏面に参加者の記名のこと）  
※ただし、各様式裏面における参加者の記名・押印については、表紙をつけ、  
かつ、袋とじにする場合には、表紙のみ記名・押印があればよいものとする。
- (2) 取扱い 提出された書類は、返却しない。
- (3) その他 要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。

### 2 一次審査書類の作成における留意事項

（様式 3）

- (1) 実務経験年数は、令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日現在（見込み）で算定することとし、実務経験年数の 1 年未満の端数については切り捨てること。
- (2) 立場は、設計への関与の度合いがわかるよう具体的に記載すること。例. 「設計統括責任者」「デザイン監修」「建築意匠主担当」「建築意匠担当補佐」「設計統括(2 名での共同設計)」など
- (3) 管理技術者に建築設計に関する受賞歴を有する実績がある場合は、施設名、受賞名、受賞年、立場を具体的に記載すること。  
受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等を添付すること。）
- (4) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。（参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。）

（様式 4）

- (1) 参加者の代表作品について記入すること。
- (2) 代表作は 1 件までとする。また、代表作は二次審査前に審査委員が現地調査を行うため、日本国内に所在しているもので、令和 2 年 5 月中旬までに竣工しているものに限る。（代表作として海外に所在するものを記入いただいた場合には現地調査は国内の他の作品を対象に行います。詳細は二次審査参加者に通知します。）
- (3) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。（参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。）

（様式 5）

- (1) 構成は自由とするが、文章と図表スケッチとのバランスを考慮し、端的に表現すること。
- (2) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。（参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。）

（様式 6）

- (1) 構成は自由とするが、文章と図表スケッチとのバランスを考慮し、端的に表現すること。
- (2) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。（参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする

場合を除く。)

(様式7)

- (1) 管理技術者が魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設を挙げてください。
- (2) 魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設は国内外を問いませんが、応募者の設計した陸上競技場以外のものとする。
- (3) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。(参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。)

(様式8)

- (1) 本業務において配置可能な「松本平広域公園陸上競技場ほか整備事業基本設計プロポーザル実施要領」IV-1(2)の参加資格を有する者を配置すること。また、それぞれの資格を証する書類を添付すること。
- (2) 管理技術者と建築(意匠)の主任担当技術者は参加表明書提出書類に記載した者とする。
- (3) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。(参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。)

(様式9)

- (1) 業務の実施体制として、「ワークショップ等による県民や関係者等の意見の反映方法」「コスト管理の体制」「業務の進捗管理の体制」についての論述は必須とする。
- (2) そのほかに設計の手法や設計組織の体制(専門分野の連携を含む)など、設計業務のプロセスにおける特に重視する業務体制等(提案書に記載する内容を除く)も併せて論述する。
- (3) 具体的に示すこと。(法人及び個人名を記載することもできる)
- (4) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。(参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。)

(様式10) (提案に対する考え方)

- (1) 用紙のサイズはA3サイズ(横使い)とする。
- (2) 設計提案のテーマ(P別-27)5項目を参照して、参加者の提案に際しての基本的な考え方を、文章及び概念図、スケッチなどで簡潔に表現すること。文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- (3) 文字の大きさは、本文に使用する原則として10.5ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。
- (4) 原本の裏面に参加者の記名押印を行うこと。(参加者の記名押印をした表紙をつけ、袋とじにする場合を除く。)

※一次審査通過者には、二次審査のために提出する提案書の注意事項についてお知らせします。

## 「二次審査について」

次に掲げる提案書を指定される期日までに提出し、パワーポイントなどによるプレゼンテーションを行ってください。

- (1) 用紙のサイズはA1サイズ(横使い)1枚片面、スチレンボードなどに貼り付けとする。
- (2) 設計提案のテーマ(P別-27)5項目について、項目ごとに提案を行うこと。それ以外に参加者が特に提案したい内容を付加してもよい。文章及び概念図、スケッチなどで表現すること。文章を補完するための最小限の写真の使用は、模型写真を含めて可とする。
- (3) 文字の大きさは、本文に使用する原則として12ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。

(4) 上記の提案書パネルと同じ内容のA3版縮小複写版12部

(5) なお、模型の提示は可。

※プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。(機器の仕様については別途お知らせします)

受付番号

(様式3) (A4版)

**松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル  
管理技術者の経歴書**

①管理技術者氏名		②所属事務所名	
③保有資格等 一級建築士 (登録番号:第		実務経験年数 ( 年) 号) (登録年月日:昭和・平成 年 月 日)	
④主な作品	4作品以内		
施設名 及び所在地	発注者又は 事業主	用途・構造・規模・立場	施設完成年月 (西暦)
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
⑤手持ち業務量 (2020年4月1日見込み) 合計 ( ) 件			
主な施設名 及び所在地	発注者又は 事業主	用途・構造・規模・立場	履行期限年月 (西暦)
			年 月
			年 月
			年 月
⑥主な受賞歴 4件以内			
受賞した賞	受賞年月 (西暦)	対象施設名	立場
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		

(様式4) (A4版)

松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル  
管理技術者の代表作品

写真又は平面図

設計コンセプト

- 注意事項
- 1 外観写真、内部写真又は代表階平面図（縮尺任意）を少なくとも1点貼付してください。
  - 2 写真及び平面図は、カラー印刷も可とします。ただし、その他の部分の着色は不可とします。
  - 3 構成等は自由ですが、A4版縦1ページ以内に収めてください。

(様式5) (A4版)

## 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 代表作品の設計プロセス

代表作品の設計プロセスにおける以下の事項の中から特にアピールしたい項目を論述すること。

①設計手法、②住民や関係者の意見の反映方法、③問題等が生じた際の解決手法

A4版縦1枚(文字サイズ10.5pt以上・図表スケッチ可・写真可・着色不可)とし、端的に表現すること。



(様式6) (A4版)

## 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 設計方針

「基本設計プロポーザル実施要領(1ページ) I 趣旨」及び「基本設計プロポーザル実施要領(別冊)(別-1ページ~) 松本平広域公園陸上競技場整備事業の計画概要」を踏まえ、設計するうえで、特に重視・配慮する事項など設計方針や設計手法を論述すること。

A4版縦1枚(文字サイズ10.5pt以上・図表スケッチ可・写真可・着色可)とし、端的に表現すること。

(様式7) (A4版)

## 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設

魅力を感じる又は設計コンセプトに共感する運動施設とその設計者を以下に示す部分ごとに示し、その理由を簡潔に論述すること。

国内外は問わないが、参加者以外が設計した運動施設とすること。

A4版縦1枚以内(文字サイズ10.5pt以上・カラー写真使用可・その他の部分は着色不可)とすること。

観客席と競技面との関係

外観

フィールド部分

外部空間、外部空間とのつながり

(様式8) (A4版)

## 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 管理技術者・主任担当技術者

本業務で配置する技術者の業務実績等

分担 氏名 年齢	業務経験年数 資格 (登録番号)	主要な業務実績					現に従事している主な 設計業務及び監理業務	
		施設名称 用途	同 種	類 似	構造 規模	設計 完了年月	立場	業務名・用途 構造・規模 完了予定年月日
管理技術者 氏名 年齢 才	年 一級建築士 ( )							
建築(意匠)主任 担当技術者 氏名 年齢 才	年 一級建築士 ( )							
建築(構造)主任 担当技術者 氏名 年齢 才	年 構造設計 一級建築士 ( )							
建築(積算)主任 担当技術者 氏名 年齢 才	年 建築積算士 建築コスト管理士 ( )							
電気設備主任 担当技術者 氏名 年齢 才	年 設備一級 設備士 ( )							
機械設備主任 担当技術者 氏名 年齢 才	年 設備一級 設備士 ( )							
ソフトスケープ主任 担当技術者 氏名 年齢 才	年 技術士 RCCM ( )							
<p>備考 1 業務実績は、主要な実績を記入してください。(3件まで記入可)</p> <p>2 同種・類似業務実績を優先して記入し、同種・類似業務実績の場合は、該当欄に○を付してください。</p> <p>3 立場とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者(管理)、○○主任担当技術者(○○主任)、○○担当技術者(○○担当)の別を記入し、協力者としての実績がある場合は(○○協力)と記入してください。</p> <p>4 施設名称でプライバシー等の問題のある場合は、用途のみの記入で結構です。(個人住宅等)</p>								

・本業務において配置可能な「松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル実施要領」IV-1(2)の参加資格を有する者を配置すること。

・参加資格を証明する以下の書類をそれぞれの技術者ごとに漏れなく添付すること

IV-1(2)ア(イ)イ(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)資格者証(写)、経験を証する書類

(様式9) (A4版)

## 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 業務の実施体制

本業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制」「業務進捗管理の体制」「そのほかに特に重視する業務体制等」（提案書に記載する内容を除く）を論述すること。

A4版縦2枚以内（文字サイズ10.5pt以上・図表可・着色不可）とし、具体的に示すこと。

ワークショップ等による意見の反映方法

コスト管理の体制

業務進捗管理の体制

そのほかに特に重視する業務体制等

(様式10) (A3版)

## 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル 提案書(エッセンス)

様式はありません。

以下の事項を遵守してください。

(別-17「一次審査提出書類作成要領」に記載している内容の再掲です。)

- (1) 用紙のサイズはA3サイズ(横使い)とする。  
(提出部数等は「一次審査提出書類作成要領」1(1)ウ)のとおり
- (2) 設計提案のテーマ(P別-27)5項目を参照して、参加者の提案に際しての基本的な考え方を、文章及び概念図、スケッチなどで簡潔に表現すること。文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- (3) 文字の大きさは、本文に使用する原則として10.5ポイント以上とすること。図表内のキャプションなどはこの限りではない。
- (4) 原本は裏面の右下辺りに提案者の記名・押印のこと。複写版には裏面に提案者を記名のこと。

## 提案書のテーマ

設計プロポーザルの一次審査で求める提案書に必須のテーマは、設計プロポーザル実施要領(1ページ) I 趣旨、「設計プロポーザル実施要領(別冊)(別-1ページ~)松本平広域公園陸上競技場整備事業の計画概要」を踏まえ下記5項目とする。

### ① 美しく機能的であり、親しみのある施設整備

- ・ 時代を超える美しいデザイン
- ・ 景観への配慮  
(南北軸に配置変更することによる客席から見る北アルプスや美ヶ原の眺望)  
(競技場から見る空港施設)  
(信州まつもと空港を利用する航空機からの俯瞰)
- ・ より良い競技環境や観覧環境の確保のための工夫  
(競技者への風や日照の影響の低減、快適な観覧席)
- ・ 機能、安全への配慮  
(アスリートが持つ力を最大限に引出し、大会関係者が運営しやすい計画)  
(各客席からの視認性、競技との一体感に配慮したデザイン)  
(選手や大会関係者と観客席の移動に配慮したバリアフリー)  
(誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン)
- ・ 展示スペースの設置  
(陸上競技への理解を深めるための演出)
- ・ 県産木材等の県産材の活用

### ② 既存施設とのつながりに配慮した施設整備

- ・ 動線及び配置計画等への配慮  
(配置変更に伴う既存公園内施設との利便性を確保した動線計画)

### ③ 県民に末永く利用されるための施設整備

- ・ スポーツ利用者以外も含めた様々なユーザーのニーズの考慮  
(ワークショップの開催等による関係者、各種団体、利用者のニーズの把握)
- ・ 陸上競技大会以外の利用への配慮  
(未使用時の会議室などの貸し室利用)  
(トレーニング室や雨天走路の一般開放)  
(多様なイベント等の開催)

### ④ 環境や防災に配慮した長く使い続けられる施設整備

- ・ 環境への配慮  
(通風、日照の活用など自然環境及び周辺環境との調和)  
(気候、風土に適した設計の配慮)  
(省エネルギーへの取り組み、自然エネルギーの導入、雨水・井水の有効利用など)
- ・ 防災への配慮  
(広域避難所に指定されている体育館と連携した避難施設としての機能)
- ・ ライフサイクルコストの低減、健全な経営への配慮  
(イニシャルコスト、ランニングコストの縮減)  
(保全・改修費用の低減、メンテナンスフリーの導入)  
(収入を生み出す利用・運営のための工夫)

### ⑤ 独自の提案

- ・ 陸上競技場やその周辺施設の魅力向上のための方策
- ・ 信州まつもとと空港等との連携
- ・ 複合的な用途・機能の導入

## 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類

注) 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」がない参加者は、

**参加表明書書類と同時に必ず提出してください。(提出期限：令和2年3月27日(金) 17:00まで)**

提出がない場合は失格となりますので注意してください。

### (実施要領)

#### IV 参加者の資格要件

##### 1 参加資格

ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）のうち、建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っていること。ただし、令和2年3月27日(金)までに県が定める書類を提出し、一次審査の前日までに同等の資格があることの確認を受けた場合はこの限りでない。（同等の資格を有する者のみ一次審査の対象者とします。）

- 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント等の資格登録がない場合、参加者に長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格申請と同等の書類の提出を求め、松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル事務局にてその要件審査を行います。

(要件該当者のみ1次審査の対象とします。)

なお、設計共同体の場合は入札資格のない全ての構成員がその対象となります。

(全ての構成員が要件に該当する場合のみ1次審査の対象とします。)

### (入札参加資格審査の申請要件)

次に掲げる「ア～カ」すべての要件を満たしていることが必要です。

- ア 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が、資格審査基準日（令和2年2月21日(金)）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- イ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直前1年間の事業年度において業務実績があること。
- ウ 資格審査基準日において、入札参加資格を希望する業種において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。ただし、審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請できません。
- エ 「長野県税」（長野県に納税義務のある場合に限る。）及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあっては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。
- オ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。
- カ 申請日までに、労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。  
\*委任できる営業所等は、配置職員が常駐している場合に限り（常駐職員は技術者である必要はありません）。

\*また、建築コンサルタントについて、建築士事務所の登録のない営業所へは委任はできません。

## (申請書類)

### (1) 建設コンサルタント等の業務(法人)

資格要件確認書類ア～ト【提出書類確認票】参照

ア 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル参加資格申請書(様式11)

イ 提出書類確認票(様式12)

ウ 社内規則又は委任状及び常駐する配置職員(技術者でなくても可)を記載した書類(様式任意、委任状に記載でも可)(主たる営業所以外の営業所に入札に独自に参加する権限を与える場合に必要(建築コンサルタントにあつては建築士事務所の登録のある営業所に限る))

~~カ~~ 住民票(個人事業者のみ必要)

キ 登録証明書の写し又は登録通知の写し

・建築コンサルタント(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント)

ク 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人事業者のみ必要)(写しでも可)

ケ 長野県税の納税証明書(地方事務所長発行)【長野県に納税義務がある場合に必要】

(注)長野県税の未納がないことが確認できる証明書

コ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(法人業者はその3の3)

~~サ~~ 長野県内の市町村・県民税(住民税)の納税証明書(申請者の住民登録地の市町村長発行のもの)(個人事業者のみ必要)

シ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書(様式13)

ス 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書(様式14)と併せて健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し

セ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

ソ 労働保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書(様式14)と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

タ 労働保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

チ 経営規模等総括表(様式15)

ツ 業務経歴書(様式16)

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を各希望業種(建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては各部門)ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

テ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(消費税処理方式「税抜・税込の別」)を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人事業者のみ必要

ト 技術者一覧表(様式17)

資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。



## (2) 建設コンサルタント等の業務（個人）

資格要件確認書類ア～ト【提出書類確認票】参照

ア 松本平広域公園陸上競技場整備事業基本設計プロポーザル参加資格申請書（様式 11）

イ 提出書類確認票（様式 12）

エ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書（個人事業者のみ必要）・・・（注）

（ア）成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合登記されていないことの証明書

（イ）被補助人である場合登記事項証明書

オ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書（個人事業者のみ必要）

カ 住民票（個人事業者のみ必要）

キ 登録証明書の写し又は登録通知の写し

・建築コンサルタント（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント）

ケ 長野県税の納税証明書（地方事務所長発行）【長野県に納税義務がある場合に必要】

（注）長野県税の未納がないことが確認できる証明書

コ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（法人業者はその 3 の 3、個人業者はその 3 の 2）

サ 長野県内の市町村・県民税（住民税）の納税証明書（申請者の住民登録地の市町村長発行のもの）（個人事業者のみ必要）

シ 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式 13）

ス 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 14）と併せて健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し

セ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

ソ 労働保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 14）と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

タ 労働保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

チ 経営規模等総括表（様式 15）

ツ 業務経歴書（様式 16）

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を各希望業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては各部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

テ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人事業者のみ必要）

ト 技術者一覧表（様式 17）

資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。（各業種技術者重複有）

（注）登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、

東京法務局又は長野地方法務局あてに請求（東京法務局は窓口及び郵送可、長野地方法務局は窓口のみ）することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。

登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。